

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年9月4日

京都地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号      令和8年第70号

対象土地      京都市山科区大宅辻脇町29番1

京都市山科区大宅辻脇町32番3

手続番号      令和8年第71号

対象土地      京都市山科区大宅辻脇町29番1

京都市山科区大宅辻脇町32番6